

# 一般廃棄物処理手数料の見直し

令和 8 年 2 月 4 日

## 1 手数料見直しの考え方

- (1) 受益者負担割合について、市の方針は「100%」
- (2) 手数料の算出式  

$$\text{原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)} \pm \text{近隣等比較考慮}$$
- (3) 急激な負担増を避けるため、改定額の上限は消費税 10%を含めて  
 現行の「1.5 倍」とする
- (4) 消費税は、適正な価格転嫁を行う

### <参考資料>

表7 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年比

		2020年=100												
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
総合	指数	94.9	97.5	98.2	98.1	98.6	99.5	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5	111.9
	前年比 (%)	0.4	2.7	0.8	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	-0.2	2.5	3.2	2.7	3.2
生鮮食品を除く総合	指数	95.5	98.0	98.5	98.2	98.7	99.5	100.2	100.0	99.8	102.1	105.2	107.9	111.2
	前年比 (%)	0.4	2.6	0.5	-0.3	0.5	0.9	0.6	-0.2	-0.2	2.3	3.1	2.5	3.1
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	94.8	96.9	98.2	98.8	98.9	99.2	99.8	100.0	99.5	100.5	104.5	107.0	110.3
	前年比 (%)	-0.2	2.2	1.4	0.6	0.1	0.4	0.6	0.2	-0.5	1.1	4.0	2.4	3.0

【出典】総務省報道資料. 2020年基準消費者物価指数全国 2025年（令和7年）平均.  
令和8年1月23日.P4

## 2 し尿処理手数料

### (1) 前回（令和元年審議会）の見直しの考え方

手数料の受益者負担率は50%程度とするのが妥当

項目	受益者負担割合 H29		前回答申	受益者負担割合 R6	
	決算	市基準		決算	市基準
し尿処理手数料	50%	100%	運搬委託料に対する負担割合が50%となっているため、現行のまま	26% (※18%)	100%

※経費に、し尿処理費用を加えた場合の受益者負担率

### (2) 手数料区分の変更

これまで単身世帯の手数料は複数人世帯（以下、「普通世帯」という）より安く設定されていた。手数料の見直しに伴い、単身世帯・普通世帯に関わらず出張経費は同じく発生しているとして経費を算出し、単身世帯と普通世帯の区分を統合する。

変更前

単位：円

		世帯割	人頭割
普通便槽	単身世帯	520	
	普通世帯	450	300
改良便槽	単身世帯	650	
	普通世帯	700	300
従量制		170円/18L	

変更後

単位：円

		世帯割	人頭割
普通便槽	460	250	
改良便槽		300	
従量制		170円/18L	



現行の料金体制からの換算例

(3) 改定案(参考)

単位：円

	A案 原価100%		B案 原価50%		C案 現行の1.5倍		D案 現行換算	
	世帯割	人頭割	世帯割	人頭割	世帯割	人頭割	世帯割	人頭割
普通便槽	3,884	945	1,950	480	600	420	460	250
改良便槽		1,134		570		510		300
従量制	499円/18L		250円/18L		250円/18L		170円/18L	
受益者負担割合※	100%		50%		27%		18%	

※令和6年度の世帯数及び世帯人数実績に基づく、経費に対する手数料の割合

手数料（世帯割×世帯数+人頭割×世帯人数）÷ R6 経費（運搬委託料と処理経費）

<計算例>C 案の場合

① 普通便槽 1人世帯

月額 600円（世帯割）+ 420円 × 1人（人頭割）= 1,020円

② 改良便槽 3人世帯

月額 600円（世帯割）+ 510円 × 3人（人頭割）= 2,130円

(4) し尿処理手数料の改定案に対する他自治体との比較

普通便槽

単位：円

世帯人数【人】	1	2	3	4	5	改定時期
越谷市 A案 100%	4,829 (3884+945×1)	5,774 (3884+945×2)	6,719 (3884+945×3)	7,664 (3884+945×4)	8,609 (3884+945×5)	
越谷市 B案 50%	2,430 (1950+480×1)	2,910 (1950+480×2)	3,390 (1950+480×3)	3,870 (1950+480×4)	4,350 (1950+480×5)	
越谷市 C案 現行の1.5倍	1,020 (600+420×1)	1,440 (600+420×2)	1,860 (600+420×3)	2,280 (600+420×4)	2,700 (600+420×5)	
越谷市 D案 現行	520 (520×1)	1,050 (450+300×2)	1,350 (450+300×3)	1,650 (450+300×4)	1,950 (450+300×5)	平成10年度

草加市	759 (370+320×1)×1.1	1,111 (370+320×2)×1.1	1,463 (370+320×3)×1.1	1,815 (370+320×4)×1.1	2,167 (370+320×5)×1.1	昭和47年度
八潮市	737 (360+310×1)×1.1	1,078 (360+310×2)×1.1	1,419 (360+310×3)×1.1	1,760 (360+310×4)×1.1	2,101 (360+310×5)×1.1	平成9年度
三郷市	700 (420+280×1)	980 (420+280×2)	1,260 (420+280×3)	1,540 (420+280×4)	1,820 (420+280×5)	平成21年度
吉川市	700 (400+300×1)	1,000 (400+300×2)	1,300 (400+300×3)	1,600 (400+300×4)	1,900 (400+300×5)	平成18年度
春日部市	500 (280+220×1)	720 (280+220×2)	940 (280+220×3)	1,160 (280+220×4)	1,380 (280+220×5)	平成3年度
さいたま市	781 (480+230×1)×1.1	1,034 (480+230×2)×1.1	1,287 (480+230×3)×1.1	1,540 (480+230×4)×1.1	1,793 (480+230×5)×1.1	平成17年度
川口市	700 (480+220×1)	920 (480+220×2)	1,140 (480+220×3)	1,360 (480+220×4)	1,580 (480+220×5)	平成9年度
所沢市	710 (440+270×1)	980 (440+270×2)	1,250 (440+270×3)	1,520 (440+270×4)	1,790 (440+270×5)	平成9年度
川越市	430 (180+250×1)	680 (180+250×2)	930 (180+250×3)	1,180 (180+250×4)	1,430 (180+250×5)	平成12年度

## 改良便槽

単位：円

世帯人数【人】	1	2	3	4	5	改定時期
越谷市 A案 100%	5,018 (3884+1134×1)	6,152 (3884+1134×2)	7,286 (3884+1134×3)	8,420 (3884+1134×4)	9,554 (3884+1134×5)	
越谷市 B案 50%	2,520 (1950+570×1)	3,090 (1950+570×2)	3,660 (1950+570×3)	4,230 (1950+570×4)	4,800 (1950+570×5)	
越谷市 C案 現行の1.5倍	1,110 (600+510×1)	1,620 (600+510×2)	2,130 (600+510×3)	2,640 (600+510×4)	3,150 (600+510×5)	
越谷市 D案 現行	650 (650×1)	1,300 (700+300×2)	1,600 (700+300×3)	1,900 (700+300×4)	2,200 (700+300×5)	平成10年度

草加市	968 (560+320×1)×1.1	1,320 (560+320×2)×1.1	1,672 (560+320×3)×1.1	2,024 (560+320×4)×1.1	2,376 (560+320×5)×1.1	昭和47年度
八潮市	902 (510+310×1)×1.1	1,243 (510+310×2)×1.1	1,584 (510+310×3)×1.1	1,925 (510+310×4)×1.1	2,266 (510+310×5)×1.1	平成9年度
三郷市	800 (520+280×1)	1,080 (520+280×2)	1,360 (520+280×3)	1,640 (520+280×4)	1,920 (520+280×5)	平成21年度
吉川市	900 (600+300×1)	1,200 (600+300×2)	1,500 (600+300×3)	1,800 (600+300×4)	2,100 (600+300×5)	平成18年度
春日部市	540 (280+260×1)	800 (280+260×2)	1,060 (280+260×3)	1,320 (280+260×4)	1,580 (280+260×5)	平成3年度
さいたま市	1,034 (710+230×1)×1.1	1,287 (710+230×2)×1.1	1,540 (710+230×3)×1.1	1,793 (710+230×4)×1.1	2,046 (710+230×5)×1.1	平成17年度
川口市	960 (740+220×1)	1,180 (740+220×2)	1,400 (740+220×3)	1,620 (740+220×4)	1,840 (740+220×5)	平成9年度
所沢市	1,150 (660+490×1)	1,640 (660+490×2)	2,130 (660+490×3)	2,620 (660+490×4)	3,110 (660+490×5)	平成9年度
川越市	1世帯につき180円 + 300円/36L (180+300)					平成12年度

従量制

単位：円

従量【L】	18	36	72	108	144	180	改定時期
越谷市 A案 100%	499	998	1,996	2,994	3,992	4,990	
	(499/18×18)	(499/18×36)	(499/18×72)	(499/18×108)	(499/18×144)	(499/18×180)	
越谷市 B案 50%	250	500	1,000	1,500	2,000	2,500	
	(250/18×18)	(250/18×36)	(250/18×72)	(250/18×108)	(250/18×144)	(250/18×180)	
越谷市 C案 現行の1.5倍	250	500	1,000	1,500	2,000	2,500	
	(250/18×18)	(250/18×36)	(250/18×72)	(250/18×108)	(250/18×144)	(250/18×180)	
越谷市 D案 現行	170	340	680	1,020	1,360	1,700	平成10年度
	(170/18×18)	(170/18×36)	(170/18×72)	(170/18×108)	(170/18×144)	(170/18×180)	

草加市	363	726	1,089	1,452	1,815	昭和47年度
	(330/36×36)×1.1	(330/36×72)×1.1	(330/36×108)×1.1	(330/36×144)×1.1	(330/36×180)×1.1	
八潮市	363	726	1,089	1,452	1,815	平成9年度
	(330/36×36)×1.1	(330/36×72)×1.1	(330/36×108)×1.1	(330/36×144)×1.1	(330/36×180)×1.1	
三郷市	320	640	960	1,280	1,600	平成21年度
	(320/36×36)	(320/36×72)	(320/36×108)	(320/36×144)	(320/36×180)	
吉川市	300	600	900	1,200	1,500	平成18年度
	(300/36×36)	(300/36×72)	(300/36×108)	(300/36×144)	(300/36×180)	
松伏町	300	600	900	1,200	1,500	平成17年度
	(300/36×36)	(300/36×72)	(300/36×108)	(300/36×144)	(300/36×180)	
さいたま市	781	1,034	1,287	1,540	1,793	平成17年度
	(480+230/36×36)×1.1	(480+230/36×72)×1.1	(480+230/36×108)×1.1	(480+230/36×144)×1.1	(480+230/36×180)×1.1	
川口市	270	540	810	1,080	1,350	平成9年度
	(270/36×36)	(300/36×72)	(300/36×108)	(300/36×144)	(300/36×180)	
所沢市	890		1,780			平成9年度
	(890/100×100)		(890/100×200)			
川越市	940	1,200	1,460	1,720	1,980	平成12年度
	(680+260/36×36)	(680+260/36×72)	(680+260/36×108)	(680+260/36×144)	(680+260/36×180)	

### 3 粗大ごみ収集運搬手数料(スプリング入りマットレス含む)

#### (1) 前回(令和元年審議会)の見直しの考え方

手数料の受益者負担率は50%程度とするのが妥当

項目	受益者負担割合 H29		前回答申	受益者負担割合 R6	
	決算	市基準		決算	市基準
粗大ごみ 処理手 料	57%	100%	処理経費に対する負担割合が約60%であり、50%以上となっていることから、現行のまま	51%	100%

#### (2) 改定案(参考)

単位：円

	A案 原価100%	B案 現行の1.5倍	C案 現行
50cm以上120cm未満	722	600	400
120cm以上180cm未満	1,624	1,200	800
180cm以上	2,888	1,800	1,200
<u>スプリング入り マットレス</u>	5,758 (収集2,888 + 処理2,870)	4,200 (収集1,800 + 処理2,400)	2,800 (収集1,200 + 処理1,600)
受益者負担割合※	100%	77%	51%

※令和6年度決算の歳入÷歳出

料金は最低価格(400円、600円)の倍数

(3) 粗大ごみ収集運搬手数料の改定案に対する他自治体との比較

単位:円

市町村	基本料金	品目	料金	改定時期
越谷市 A案 100%		50cm以上120cm未満	722	
		120cm以上180cm未満	1,624	
		180cm以上	2,888	
		スプリング入りマットレス	5,758	
越谷市 B案 現行1.5倍		50cm以上120cm未満	600	
		120cm以上180cm未満	1,200	
		180cm以上	1,800	
		スプリング入りマットレス	4,200	
越谷市 C案 現行		50cm以上120cm未満	400	平成5年度
		120cm以上180cm未満	800	
		180cm以上	1,200	
		スプリング入りマットレス	2,800	

草加市	1,000円/回 加算	150cm未満	200	令和7年度
		150cm以上	600	
		処理が特別なもの	2,000	
八潮市	800円/回	10kgごと	250	令和8年度
		スプリング入りマットレス	2,000円加算	
三郷市	1,000円/回	1点ごと	500	平成21年度
吉川市	500円/回	10kgごと	150	平成18年度
松伏町		品目ごと	500~3,000	令和4年度
春日部市		スプリング入りマットレス・ソファ	2,000	令和2年度
		上記以外1点	500	
さいたま市		1品ごと	550	平成13年度
		スプリング入りマットレス	2,200	
川口市		40cm以上	310	平成13年度
		スキー板等	620	
		アコーディオンカーテン	1,550	
		折り畳みベット	2,480	
		スプリング入りマットレス	3,720	
		電動ベット	7,750	
所沢市		50cm以上90cm未満	500	平成15年度
		90cm以上	1,000	
		スプリング入りマットレス	2,000	
川越市		品目ごと	500~2,000	平成25年度
上尾市		60cm以上100cm未満	250	令和5年度
		100cm以上200cm未満	500	
		200cm以上300cm未満	750	
		スプリング入りマットレスなど	1,000円加算	

#### 4 その他の廃棄物処理手数料

##### (1) 前回（令和元年審議会）の見直しの考え方

手数料の受益者負担率は50%程度とするのが妥当

項目	受益者負担割合 H29		前回答申	受益者負担割合 R6	
	決算	市基準		決算	市基準
その他の 廃棄物処 理手数料	19%	100%	処理経費に対する負担割合が約20%であり、50%として算定すると現行の約3倍となるため、近隣他市や東埼玉資源環境組合の可燃ごみ処理手数料と同額の210円とすることが妥当	15%	100%

##### (2) 改定案（参考）

単位：円

	A案 原価100%	B案 原価50%	C案 現行1.5倍	D案 現行	E案 前回答申
リサイクルプラザへ搬入	655	330	150	100	210
受益者負担率	100%	50%	23%	15%	32%

※令和6年度決算の歳入÷歳出

(3) その他の廃棄物処理手数料の改定案に対する他自治体との比較

単位：円

市町村	品目	料金	改定時期
越谷市 A案 100%	10kgごと	655	
越谷市 B案 50%	10kgごと	330	
越谷市 C案 現行1.5倍	10kgごと	150	
越谷市 D案 現行	10kgごと	100	平成5年度
越谷市 E案 前回答申	10kgごと	210	

草加市	処理していない	-	-
八潮市	10kgごと	231	平成16年度
三郷市	10kgごと	200	平成21年度
吉川市	10kgごと	210	平成13年度
	廃蛍光管10kg	1,155	
	廃乾電池10kg	990	
松伏町	処理していない	-	-
春日部市	10kgごと	210	令和2年度
さいたま市	10kgごと	264	令和6年度
川口市	10kgごと	220	令和5年度
所沢市	処理していない	-	-
川越市	10kgごと	220	平成30年度

## 5 今後の予定

時期	内容
令和8年2月4日(本日)	手数料案の審議・決定
令和8年4月下旬～5月上旬	答申案の作成
令和8年5月下旬	答申
令和8年9月議会	議案として市議会に上程
令和9年4月	改定手数料適用開始